

平成 28 年度第 4 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 29 年 5 月 31 日

ソニー生命保険株式会社

平成 28 年度第 4 四半期(平成 29 年 1 月～平成 29 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 28 年度第 4 四半期(平成 29 年 1 月～平成 29 年 3 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	3	0	0	4	7	2	38	23	0	2	65
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	13	1	0	0	14	5	11	4	0	0	20
	支払事由非該当	1	0	35	3	39	0	32	2,943	6	7	2,988
	その他	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	8
お支払い非該当件数合計	17	1	35	7	60	7	83	2,972	6	13	3,081	
お支払い件数合計	1,415	6	84	764	2,269	756	33,903	22,479	11	3,384	60,533	

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 27 年度				平成 28 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	59,249 件	60,380 件	62,614 件	62,233 件	60,995 件	62,166 件	62,038 件	62,802 件
お支払い非該当件数合計	2,968 件	3,080 件	3,283 件	3,052 件	3,021 件	3,089 件	3,095 件	3,141 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 28 年度第 4 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金 手術給付金	被保険者は、糖尿病性腎症により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前に慢性腎不全で入院、また、2 型糖尿病等で通院をされていたことが判明いたしました。 判明した入院および通院は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、右肩関節脱臼骨折により肩関節脱臼整復術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、受けられた手術は非観血的手術(1)であり、手術給付金の対象となる四肢骨・四肢関節観血手術(2)ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。 1 非観血的手術とはメス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術をいいます。 2 観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。
支払事由に非該当	障害給付金	被保険者は、カミソリで指を切った事故による右手指神経断裂のため、右示指の運動範囲に障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。 しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された右示指の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の 1/2 以上と計測されており、障害給付金の支払事由である「1 手の第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの()」にあたらなため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の 1/2 以下で回復の見込みのない場合をいいます。

以上